

公表時期が遅い統計調査について

※1 「第4回厚生労働統計の整備に関する検討会」参考資料11「厚生労働統計調査一覧」中、直近の「公表時期(基準日から公表までの期間)」が1年3ヶ月(月次、四半期調査であれば60日)を超える統計調査(今後実施を予定していない調査を除く)について抜粋したものである。
 なお、No.欄の()の番号は、同資料中「一連番号」と同一である。

※2 公表時期については、直近5回分を記載している。ただし、5回に満たない調査については、実施した回数分のみ記載している。

No.	統計調査名	公表時期 (基準日から公表までの期間)	調査の実施周期 調査方法 調査客数	PDCAサイクルの活用	公表時期が遅い理由	公表を早めるために講じている措置について
1 (2)	社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	【平成22年度】夫婦調査：1年6ヶ月、独身者調査：1年 6ヶ月 【平成17年度】夫婦調査：1年 、独身者調査：1年 3ヶ月 【平成12年度】夫婦調査：1年 、独身者調査：1年 2ヶ月 【平成 7年度】夫婦調査：1年 、独身者調査：1年 4ヶ月 【平成 2年度】夫婦調査：1年3ヶ月、独身者調査：1年11ヶ月	5年 調査員 42,000世帯	・次世代育成支援関連諸施策等立案の資料 ・年金財政再計算・財政検証等に必要となる将来推計人口の入力データ ・内閣府「子ども・子育て白書」、厚生労働省「厚生労働白書」等の各種白書類でのデータ利用 ・都道府県や市区町村の子育て支援策などに関する報告書類	研究報告書としてとりまとめるので、個票データの再集計を含め、分析に時間がかかるため。とりわけ当該調査は将来推計人口に用いるための指標等の定量データを作成するため、データの精査に時間がかかるため。	集計・分析の効率化を図ることにより、報告書の早期刊行に努める。
2 (4)	社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	【平成18年度】約2年3ヶ月 【平成13年度】約3年6ヶ月 【平成 8年度】約1年4ヶ月 【平成 3年度】約2年9ヶ月	5年 調査員 15,000世帯	・地域の医療・福祉等の社会サービス施策の基礎資料として必要となる地域別の将来人口推計の基礎資料 ・本調査をもとに行われた地域別の将来人口推計は各種白書類や審議会資料、地方自治体の総合計画の資料として数多く利用されている。	研究報告書としてとりまとめるので、個票データの再集計を含め、分析に時間がかかるため。	集計・分析の効率化を図ることにより、報告書の早期刊行に努める。
3 (6)	社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	【平成20年度】約1年10ヶ月 【平成15年度】約2年11ヶ月 【平成10年度】約1年 8ヶ月 【平成 5年度】約1年 5ヶ月	5年 調査員 15,000世帯	・少子化対策、次世代育成支援関連諸施策等立案の基礎資料として用いられる ・厚生労働省「厚生労働白書」等の各種白書類でのデータ利用 ・各種審議会や都道府県、市区町村の子育て支援策などに関する報告書類	研究報告書としてとりまとめるので、個票データの再集計を含め、分析に時間がかかるため。	集計・分析の効率化を図ることにより、報告書の早期刊行に努める。
4 (14)	病院報告 【大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室】	【平成22年】月報：約100日、年報：約1年 【平成21年】月報：約120日、年報：約1年 【平成20年】月報：約150日、年報：約1年2ヶ月 【平成19年】月報：約130日、年報：約1年2ヶ月 【平成18年】月報：約180日、年報：約1年4ヶ月	毎月、毎年 オンライン/郵送 病院：約9,000 療養病床を有する診療所：約2,000	・最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成 ・医療費適正化計画資料 ・第六次看護職員需給見通し資料 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係国会答弁参考資料 ・医政局関係各種議員レク ・医政局関係制度改正の検討	月報の公表時期が、約100日後である理由については、以下のとおり。 平成18年の総務省への承認申請で医療施設調査の「許可病床数」と病院報告の「月末病床数」の重複が指摘され、是正するために「月末病床数」の項目を削った。しかし、病院報告の患者数のチェックのためには「月末病床数」が必要であり、医療施設調査から「許可病床数」のデータの提供を受け患者数のチェックを行っている。そのため、医療施設調査のデータの確定が必要であり、同調査が公表するまでの60日、オペレーション等に約1ヶ月、解析に1週間を要している。	医療施設調査の「許可病床数」とのデータチェックの前提として、同調査のデータの確定が必要であり、その点から60日以内に公表日を短縮することは不可能であるが、エラーチェック等のオペレーション期間については、さらなる短縮を目指して、以下の措置を講じている。 各都道府県に、正確なデータの提出及び提出期限の厳守を図っていただくようブロック会議等においてお願いしている。 また、オンライン報告を導入することにより、電子調査票上でチェックを行うことができ、エラーデータの減少につながることから、併せてオンラインの導入についても推進している。

No.	統計調査名	公表時期 (基準日から公表までの期間)	調査の実施周期 調査方法 調査客体数	PDCAサイクルの活用	公表時期が遅い理由	公表を早めるために講じている措置について
5 (31)	全国家庭児童調査 【雇用均等・児童家庭局総務課】	【平成21年度】 1年8ヶ月 【平成16年度】 1年6ヶ月 【平成11年度】 1年5ヶ月 【平成 6年度】 2年8ヶ月 【平成 1年度】 1年5ヶ月	5年 調査員 1,600世帯 1,200人	・児童に健全な遊び場を与えて、児童の健康増進等を目的とする「児童館・児童センター等の整備」、保護者が昼間家庭にいない10歳未満の児童に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図る「放課後児童健全育成事業」、地域の子育て家庭に対し相談指導や育児支援を図る「地域子育て支援センター事業」等の各種事業の推進のための資料	本調査は本省にて回収した調査票を、外注業者に受け渡し、受付、内容審査、データ入力、データチェック及び及び集計までを一括外注しているが、その外注作業工程において、以下のような問題から公表が大幅に遅れる原因となっている。 ・データチェックの際、エラーが膨大となっており、その修正に時間がかかる。 ・仕様書上で想定していないエラーも多く、これらについては、外注業者からの疑義照会に対して、別途修正方針を作成し、外注業者へ示して修正を行ってもらう等、外注業者とのやりとりで時間がかかる。	今後は、エラーの出現を少なくするために調査の記入要領をわかりやすくし、外注仕様書の見直しを行い、外注業者からの疑義照会への対応をより迅速にすることにより、公表の早期化を図りたいと考えている。
6 (33)	地域児童福祉事業等調査 【雇用均等・児童家庭局総務課】	【平成20年度】 1年 6ヶ月 【平成19年度】 1年 6ヶ月 【平成18年度】 11ヶ月 【平成17年度】 1年 【平成16年度】 9ヶ月	毎年 郵送 1,805市町村	・保育所定員の弾力化、短時間勤務の保育士の導入等に関する検討の為の資料	本調査は本省にて回収した調査票を、外注業者に受け渡し、受付、内容審査、データ入力、データチェック及び及び集計までを一括外注しているが、その外注作業工程において、以下のような問題から公表が大幅に遅れる原因となっている。 ・データチェックの際、エラーが膨大となっており、その修正に時間がかかる。 ・仕様書上で想定していないエラーも多く、これらについては、外注業者からの疑義照会に対して、別途修正方針を作成し、外注業者へ示して修正を行ってもらう等、外注業者とのやりとりで時間がかかる。 ・エラーがある場合に自治体等へ照会可能なものについては、照会を行っているため時間がかかる。	今後は、エラーの出現を少なくするために調査の記入要領をわかりやすくし、外注仕様書の見直しを行い、外注業者からの疑義照会への対応をより迅速にすることにより、公表の早期化を図りたいと考えている。
7 (34)	児童養護施設入所児童等調査 【雇用均等・児童家庭局総務課】	【平成19年度】 1年 5ヶ月 【平成14年度】 1年 5ヶ月 【平成 9年度】 2年11ヶ月 【平成 4年度】 1年 7ヶ月 【昭和62年度】 1年 3ヶ月	5年 郵送 約48,000人	・児童福祉法の改正等、社会的養護施策の充実を図るための検討資料	入所児童一人ひとりの状況など調査項目が多岐にわたっており、本調査の性格上、基準日における全数を把握した上で公表する必要があるため、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市から各施設等への督促・確認をきめ細かく行う必要がある。 また、外注業者にて集計したデータを用い、厚生労働省においてさらに集計・分析し、概況を作成するため、相当の期間を要する。	今後は現行の回収率を維持するため、回収にかかる督促・確認を迅速にすることにより、公表の早期化を図りたいと考えている。
8 (46)	介護サービス施設・事業所調査 【大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室】	【平成22年】 約1年4ヶ月 【平成21年】 約1年5ヶ月 【平成20年】 約1年5ヶ月 【平成19年】 約1年4ヶ月 【平成18年】 約1年2ヶ月	毎年 郵送 約136,200事業所 約183,800利用者	・介護報酬改定における利用 ・介護保険事業計画の策定における利用	調査対象となる介護サービスの施設や事業所が増加している状況にあり、それに伴い、回収された調査票についてもエラーデータが増加している。そのため、調査結果の精度を担保すべく、回収された調査票の内容審査、データ入力、データチェック等において、エラーが出現した調査票の確認・修正・分析作業に時間を要している。	次年度以降は、調査票の記入要領をわかりやすく充実させ、確認・修正・分析作業の効率化を図ることにより、公表の早期化に努める。
9 (49)	社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	【平成19年度】 約2年5ヶ月	5年 調査員 約16,000世帯	・公的年金、公的医療保険、公的扶助などの社会保障制度の諸政策の立案・改正、特に生活困難を抱える世帯に対する諸制度の検討の際の資料	研究報告書としてとりまとめるので、個票データの再集計を含め、分析に時間がかかるため。 また、本調査は国民生活基礎調査の後続調査として実施されているが、実施時期が1ヶ月ほどずれており、異なる調査員が調査を行っている場合もあることから、同一世帯及び個人のマッチング作業に時間を要している。 なお、国民生活基礎調査が公表され、二次利用申請の許可を得てから、国民生活基礎調査の世帯票、健康票及び介護票からデータを移送しているため、さらに公表までの時間を要する。	プロジェクトチームの人数を大幅拡充しており、次回調査の時には、概要版を国民生活基礎調査とのマッチング前のデータに基づいて、1年以内の公表見込み。